

令和 7 年度新潟地方最低賃金審議会
第 1 回新潟県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和 7 年 7 月 3 0 日 15時30分～17時15分	公益 3 / 3 労働者側 3 / 3 使用者側 3 / 3
○主な審議事項 1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に佐々木委員、部会長代理に長谷川委員が推薦され、異議なく承認された。 2 公開について 2回目以降の専門部会については、公労使の3者が集まって議論を行う部分は公開、2者で議論を行う部分は非公開とすることが承認された。 3 最低賃金審議会令第6条第5項の取り扱いについて 専門部会で全会一致した場合は、その結果を本審議会の結果として取り扱うことが確認された。 4 新潟県最低賃金専門部会運営規程について 意見なし。 5 最低賃金に係る審議について 労側、使側とも今年度の考え方について、以下のとおり説明。 (1)労働者側委員の意見（要旨） ・ 2025年春季生活闘争で賃上げが実現したが、労働組合のない職場にもその流れを広げるため、最低賃金の引き上げが重要である。 ・ 最低賃金は憲法で保障された「最低限度の生活を営むための水準」であるべきで、セーフティネットとしての役割を果たすべきである。 ・ 地域間の最低賃金の金額差（新潟県と全国加重平均で70円差）を縮小し、人口流出を防ぎ、優秀な人材の確保・定着を図るべきである。 ・ 物価高騰の影響が大きく、実質賃金がマイナスとなっている現状を重視すべきである。 ・ 連合のリビングウエイジ（自動車保有なしで1,130円）に対し、新潟県の最低賃金（985円）では生活費が不足している。 ・ 新潟県の賃金水準が他地域と比較して低い現状を改善する必要がある。 ・ 新潟県の経済は緩やかに持ち直しているため、企業の支払能力は考慮可能である。 ・ 新潟県議会に最低賃金の引上げを求める請願が提出されており、その内容を考慮すべきである。 ・ 雇用主と直接交渉できない弱い立場の労働者の生活を守る観点を重視し、真摯な議論を行うべきである。	

(2) 使用者側委員の意見（要旨）

- ・最低賃金の額が地域の優位性を表すかのように解釈し地域間の比較を重視する議論や、目安に上乘せした場合に特別な対応を行うなどの政府の方針には疑問を呈する。
- ・最低賃金の差が人口流出の要因であるという意見は、様々な研究や調査の結果からは有意であるとは言えないと考えられる。
- ・上記のような議論の在り方は最低賃金本来の目的からかけ離れたものであり、当審議会では当県における法に定める三要素（労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）について客観的に検討すべき。
- ・最低賃金の引上げは必要だが、賃金の原資は足りないからと言って外部から補填されるわけではなく、各労使が自ら稼ぎ出すものであるので、支払能力を超えた引上げはできない。
- ・新潟県の人事委員会の令和6年の標準生計費（117,790円）に物価上昇率（3.8%）と非消費支出を加味（1/0.807）した計算値は151,507円、現在の最低賃金（985円で1箇月（173.8時間）働いた収入は171,193円となる。
- ・賃金の状況は、厚労省の「令和7年賃金改定状況調査」によれば新潟県の属するBランクのパートタイム労働者の前年比は3.5%、新潟県の毎月勤労統計調査から計算した時給換算額の前年比は3.7%となっている。
- ・実質賃金がマイナスとなっているのは、賃上げが足りないからなのか、労働時間が減っているため収入の額が減っているからなのか、よく分析する必要がある。
- ・県内事業者の支払能力については、県や各地商工会議所の調査によれば、価格転嫁も十分でなく、原材料・エネルギー価格の高騰や人件費の上昇が収益を圧迫している。日銀新潟支店の調査では、企業規模を問わず全国と比しても先行き悪化が見込まれている。
- ・中小企業庁の調査などでも、大企業に比して中小企業の労働生産性は低く労働分配率は高いことが明らかだが、新潟県内の企業は99%以上が中小企業であり、労働分配率が80%を超え全国上位にあるため、人件費を増やす余力が小さい。
- ・賃上げや生産性向上のための助成金もあるが、中小企業には労力や資金の余裕がないため、手続きの簡素化や要件の緩和、助成率の拡大などの有効な支援策が必要だ。

4 今後の日程について

今後、第2回（8月1日）から第3回（8月5日）までの新潟県最低賃金専門部会にて金額審議を行い、8月6日に開催予定の第3回新潟県最低賃金審議会で改正最低賃金について答申予定。

※公開状況：傍聴人 7 名 報道関係者 1 社 1 名